

視覚障害者の各教科における配慮事項はどのようなことか。

① 的確な概念の形成と言葉の活用

- 児童生徒が聴覚、触覚及び保有する感覚などを十分に活用して、具体的な事物、事象や動作と言葉を結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにする。

② 点字等の読み書きの指導

- 視覚障害の状態に応じて、点字や普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させる。点字を常用して学習する児童生徒に対しても漢字・漢語の理解を促すため、発達の段階や興味・関心、意欲等を考慮して適切に指導していくことが大切である。

③ 指導内容の精選等

- 児童生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的事項の理解や導入段階の指導に重点を置いて、内容の本質や法則性を具体的に把握できるようにする。

④ コンピュータ等の活用

- 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、児童生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにする。その際の留意事項として以下が考えられる。
 - ア 視覚による情報を聴覚や触覚などでとらえることができるようにする。
 - イ 聴覚の活用や視覚による観察の方法を身に付けることができるようにする。
 - ウ 視覚的イメージを、どの程度もっているかを把握する。

⑤ 見通しをもった学習活動の展開

- 児童生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにする。
そのためには、空間や時間の概念の形成を図ったり、実習や実技などの学習で自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握し、時間的な見通しをもって行動できるように指導する。